

## 消費税法 第1問対策

### 第1回

1. 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が（イ）以下である者については、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡につき、（ロ）を納める義務を免除する。
2. 売上げに係る対価の返還等とは、（ハ）において行った課税資産の譲渡等につき、返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをしたことによる、その課税資産の譲渡等の税込金額の全部若しくは一部の（ニ）又はその課税資産の譲渡等の税込価格に係る売掛金その他の債権の額の全部又は一部の減額をいう。
3. 外国貨物とは、関税法に規定する外国貨物とされ、具体的には、輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物で（ホ）が許可される（ヘ）のものをいう。
4. 課税仕入れ等の税額とは、国内において行った（ト）に係る消費税額及び（チ）からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額をいう。
5. 仕入れに係る消費税額の控除の規定は、原則として、（リ）がその課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等の（ヌ）をしない場合には適用されない。

イ	1,000万円	ロ	消費税	ハ	国内	ニ	返還	ホ	輸入
ヘ	前	ト	課税仕入れ	チ	保税地域	リ	事業者	ヌ	保存

### 第2回

1. 法人が資産をその（イ）に譲渡した場合には、その贈与の時ににおけるその資産の価格に相当する金額をその（ロ）の額とみなす。
2. 保税地域において（ハ）が消費され、又は試用された場合には、その消費又は試用をした者が、その消費又は使用の時にその（ハ）をその保税地域から（ニ）ものとみなす。
3. 輸入取引に係る消費税の課税標準は、その（ホ）の関税課税価格に消費税以外の消費税等の額及び（ヘ）の額に相当する金額を加算した金額とする。
4. 資産の譲渡又は貸付けが（ト）において行われたかどうかの判定は、その譲渡又は貸付けが行われる時においてその資産が（チ）していた場所が（ト）にあるかどうかにより行うものとする。
5. 基準期間とは、個人事業者については、その年の（リ）をいい、（ヌ）についてはその事業年度の前々年度をいう。

イ	役員	ロ	対価	ハ	外国貨物	ニ	引き取る	ホ	課税貨物
ヘ	関税	ト	国内	チ	所在	リ	前々年	ヌ	法人

### 第3回

1. 棚卸資産とは、商品、( イ )、半製品、仕掛品、( ロ ) その他の資産で棚卸をすべき資産をいう。
2. 課税仕入れに係る支払対価の額とは、課税仕入の対価として支払い、又は支払うべき一切の( ハ ) 又は( ハ ) 以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、その際、課されるべき消費税額及び地方消費税額を( ニ ) 金額をいう。
3. 仕入れに係る対価の返還等とは、( ホ ) において行った課税仕入れにつき、返品をし、又は値引き若しくは割戻しを受けたことによる、その課税仕入れに係る支払対価の額の全部若しくは一部の返還又はその課税仕入れに係る支払対価の額に係る買掛金その他の債務の額の全部又は一部の( ヘ ) をいう。
4. 保税地域から引き取られる( ト ) には、( チ ) を課する。
5. 個人事業者が( リ ) 又は( リ ) 以外の資産で事業の用に供していたものを( ヌ ) のために消費し、又は使用した場合には、その消費又は使用の時におけるその消費し、又は使用した資産の価額に相当する金額をその対価の額とみなす。

イ	製品	ロ	原材料	ハ	金銭	ニ	含めた	ホ	国内
ヘ	減額	ト	外国貨物	チ	消費税	リ	棚卸資産	ヌ	家事

### 第4回

1. 事業者は、国内において行った( イ ) につき、( ロ ) を納める義務がある。
2. その課税期間における課税売上高が( ハ ) を越えることとなった事業者は、消費税課税事業者届出書を速やかに( ニ ) の所轄税務署長に提出しなければならない。
3. 個人事業者の課税期間は( ホ ) から12月31日までの期間とし、法人の課税期間は( ヘ ) とする。
4. 前課税期間の確定消費税額が( ト ) を越える事業者は、所定の時期に( チ ) を記載した中間申告書を税務署長に提出し、その申告書に記載した( チ ) を納付しなければならない。
5. 合併法人とは、( リ ) 後存続する法人又は( リ ) により( ヌ ) された法人をいう。

イ	課税資産の譲渡等	ロ	消費税	ハ	1,000万円	ニ	納税地	ホ	1月1日
ヘ	事業年度	ト	48万円	チ	中間納付額	リ	合併	ヌ	設立

第5回

1. 国内において（イ）が行った資産の譲渡等には、（ロ）を課する。
2. その課税期間の基準期間における課税売上高が（ハ）以下となった事業者は、消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書を速やかに（ニ）の所轄税務署長に提出しなければならない。
3. 課税事業者又は特例輸入者は、帳簿を備え付けてこれにその行った資産の譲渡等又は課税仕入れ若しくは課税貨物の保税地域からの引取りに関する事項を（ホ）し、かつ、その帳簿を（ヘ）しなければならない。
4. 分割継承法人とは、（ト）により分割法人の（チ）を継承した法人をいう。
5. 課税事業者は、その課税期間分の消費税につき控除税額の控除不足額又は（リ）の控除不足額がある場合には、確定申告書の提出義務が（ヌ）場合においても、消費税の還付を受けるための申告書を提出することができる。

イ	事業者	ロ	消費税	ハ	1,000万円	ニ	納税地	ホ	記録
ヘ	保存	ト	分割	チ	事業	リ	中間納付額	ヌ	ない

第6回

1. 課税貨物とは、（イ）から引き取られる外国貨物のうち、（ロ）とされるもの以外のものをいう。
2. 内国法人の場合の資産の譲渡等に係る（ハ）の納税地は、本店又は主たる（ニ）の所在地とされ、内国法人以外の法人の場合は所定の場所とされる。
3. 役務の提供が（ホ）において行われたかどうかの判定は、その役務の提供が行われた（ヘ）が（ホ）にあるかどうかにより行うものとする。
4. 仕入れにかかる消費税の控除の規定は、原則として、（ト）がその課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等の（チ）をしない場合には適用されない。
5. 法人である課税事業者は、課税期間ごとに、その課税期間の末日の翌日から（リ）に、所定の事項を記載した確定申告書を（ヌ）に提出し、その申告書に記載した消費税額を国に納付しなければならない。

イ	保税地域	ロ	非課税	ハ	消費税	ニ	事務所	ホ	国内
ヘ	場所	ト	事業者	チ	保存	リ	2月以内	ヌ	税務署長

第7回

1. 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が（イ）以下である者については、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡につき、（ロ）を納める義務を免除する。
2. 資産の譲渡等とは、事業として（ハ）を得て行われる資産の（ニ）及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の（ニ）その他（ハ）を得て行われる資産の（ニ）若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為で特定のものを含む。）をいう。
3. 保税地域から引き取られる（ホ）に係る消費税の（ヘ）は、その保税地域の所在地とする。
4. 法人がその（ト）に譲渡した場合において、その対価の額がその譲渡の時ににおけるその資産の価額に比し著しく（チ）ときは、その価額に相当する金額をその対価の額とみなす。
5. 個人事業者が（リ）又は（リ）以外の資産で事業の用に供していたものを（ヌ）のために消費し、又は使用した場合におけるその消費又は使用は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。

イ	1,000万円	ロ	消費税	ハ	対価	ニ	譲渡	ホ	外国貨物
ヘ	納税地	ト	役員	チ	低い	リ	棚卸資産	ヌ	家事

第8回

1. 課税資産の譲渡等に係る消費税の（イ）は、課税資産の譲渡等の対価の額とする。ただし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び地方消費税相当額は（ロ）ものとする。
2. （ハ）を保税地域から引き取る者は、課税貨物につき、（ニ）を納める義務がある。
3. 法人が資産をその（ホ）に贈与した場合には、その贈与の時ににおけるその資産の価額に相当する金額をその（ヘ）の額とみなす。
4. 売上げに係る対価の返還等とは、（ト）において行った課税資産の譲渡等につき、返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをしたことによる、その課税資産の譲渡等の税込金額の全部若しくは一部の（チ）又はその課税資産の譲渡等の税込価格に係る売掛金その他の債権の額の全部又は一部の減額をいう。
5. 課税仕入れとは、（リ）が事業として他の者から（ヌ）を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（給与等を対価とするものを除く）を受けることをいう。

イ	課税標準	ロ	含まない	ハ	外国貨物	ニ	消費税	ホ	役員
ヘ	対価	ト	国内	チ	返還	リ	事業者	ヌ	資産